

中国における特許権侵害の基本的な判断手法

張 暁都*

淑女紳士の皆さま。お早うございます。

高林龍教授の招待を受け、再度早稲田大学に参りまして、学术交流会に参加する機会を得ることができ、大変光栄でございます。今回は、中国における特許権侵害の判断の基本的な方法を紹介したいと思っています。

中国において、特許（専利）とは三つの類型を指して「特許」と呼んでおり、発明の特許権、実用新案の特許権および意匠特許権を含んでいます。意匠権の侵害判定方法は、発明の特許権および実用新案の特許権とは全く異なるものです。ここでは発明の特許権と実用新案の権利の侵害判定に関する基本的な方法についてのみ紹介します。

特許権の保護範囲に関して、中国の特許法第56条第1項は、「発明又は実用新案の特許権の保護範囲は、そのクレームの内容を基準とし、明細書及び付属図面をクレームの解釈に用いることができる」と規定しています。

司法実務では、特許権侵害判断の方法について、技術的特徴の対比による方法が採用されています。権利を侵害する製品あるいは方法が、特許権者の特許権を侵害するかどうかを判断する場合に、最初にすべきことは、クレームを解釈するために、特許権のクレームにおける保護範囲を確定することですが、そのためには特許の技術的な手段を一連の技術的特徴に分説します。その次に、権利を侵害するとされた製品あるいは方法について、対応する一連の技術的特徴に分説します。そ

れから、権利を侵害するとされた製品や方法の技術的特徴と、特許を取得した技術的手段を構成する技術的特徴の比較を行います。

権利を侵害するとされた製品や方法が特許権の保護範囲に含まれるかどうかを判断するための基本原則は、いわゆる全面包含原則です。すなわち、権利を侵害するとされた製品や方法の技術的特徴が、発明あるいは実用新案の特許権のクレームに記載された技術的特徴の全部を含むかどうかです。権利を侵害するとされた製品や方法が特許のクレームに記載された全ての技術的特徴を含む場合、特許権の侵害が成立します。また、権利を侵害するとされた製品や方法が、特許のクレームの記載の全ての技術的特徴を含んでいるほか、その他の技術的特徴も含んでいる場合でも、特許権の侵害が成立します。権利を侵害するとされた製品や方法が発明または実用新案の特許権におけるクレーム記載の技術的特徴を含むとはどういうことかということ、権利を侵害するとされた製品や方法に含まれる具体的な技術的特徴が、特許のクレーム記載の具体的な技術的特徴と同一または均等であることであるとともに、権利を侵害するとされた製品や方法に含まれる具体的な技術的特徴が、特許のクレームの記載における、それに相当する同一または均等な上位概念である技術的特徴に含まれる場合も含まれます。特許のクレーム中の技術用語に関しては、まず特許の明細書及び付属図面に基づいて解釈しなければなりません。特許の明細書及び付属図面によって明確に理解できない場合には、該当す

* 上海市高级人民法院民事審判第三法廷判事

る技術領域に属する技術者の、当該技術用語に対する通常理解に基づいて解釈を行うべきとされています。これについては、技術辞典、百科辞典、辞書などの助けを借りることにより、当該技術領域の技術者における技術用語に対する通常理解を確定します。

特許権の侵害は、同一侵害と均等侵害の二つの状況に分けられます。同一侵害とは、告発を受けた権利侵害の製品あるいは方法の中に、クレーム記載の各々の技術的特徴と同一の対応する技術的な特徴を見出すことができる場合をいいます。均等侵害については、最高人民法院が、司法解釈《最高人民法院特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定》の中で規定しています。司法解釈第17条は、特許法第56条第1項にいう「特許権又は実用新案権の保護範囲は、そのクレームの内容を基準とし、明細書及び図面はクレームの解釈に使うことができる」とは、権利の保護範囲は、クレーム中に明記された必須の技術的特徴により確定される範囲を基準とすることを指し、それには当該必須の技術的特徴と均等な特徴により確定される範囲も含むと既定しています。均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に相同する手段により、基本的に相同する機能を実現し、基本的に相同する効果をもたらす、かつ該当する技術領域に属する一般的な技術者が、特に創造的な労働を経なくても思いつくことができる特徴を指します。この司法解釈は、均等かどうかを判断する場合の時間的基準について明らかにしていませんが、司法の実務においては、均等かどうかの基準時について、権利侵害行為の発生時であると一般に考えられています。

中国における特許制度の導入初期において、司法の実務の中で、当時の具体的な状況の必要に応じてドイツの方法を参考にして、いわゆる「不要構成要件（多余指定）の原則」を採用していました。その意味するところは、当該領域の技術者において、クレームが限定

的な技術的手段を意味すると理解する場合に、当該クレームに記載されたある一つの技術的特徴が、発明が解決する技術的課題の解決にとって余分であると考えられる場合に、「不要構成要件の原則」に基づいて、当該技術的特徴を省いて判断することができるとするものです。不要構成要件の原則を認めることについては大きな論争があり、司法界でも、最初は緩やかな認識でしたが、徐々に厳格になってきました。2005年8月22日に最高人民法院は、大連新益建材有限公司と大連仁達新型牆体建材廠との間の特許権侵害事件の審理において、特許権者が独立クレームに記載した技術的特徴は、すべて必須な技術的特徴であり、省略されるべきものではなく、すべてについて技術的特徴を対比する要素に組み入れるべきである、との考え方を示しました。いわゆる「不要構成要件の原則」を、軽々しく適用することには賛成できません。クレームの機能は特許権の保護範囲を確定することにあります。公衆に対し、発明あるいは実用新案を構成する技術的な方法が含んでいる技術的特徴のすべてを明示して、公衆にどのような行為を実施すると特許権侵害となるか明確に知らしめることにより、一方で特許権者に効果的で合理的な保護を与えるとともに、他方で公衆にも技術を使用する自由を保障します。クレームに記載された全ての技術的特徴に全面的かつ十分な保護を与えなければ、予見できないクレーム内容の変動によって、一般公衆はどうすればよいか分からなくなる場合があります。法律上の権利の確定性を保障することで、特許制度の正常な運用とその価値の実現を根本から保障する必要があるのです。

中国の法律と司法解釈はともに包袋禁反言の法理について定めていません。しかし、司法実務では、すでに包袋禁反言の法理を適用する裁判例が存在しています。最高人民法院民事審判第三法廷が《特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定》第17条の規

定する均等侵害の原則を解釈した際、均等論の適用を適切に制限するために一定の合理的範囲内で、裁判所は包袋禁反言の法理を適用できることを認めています。具体的な事案において、裁判所は、出願人が特許庁に提出した特許出願書類（特許庁に対して提出した文書や陳述を含む）において特許のクレームについて行った修正の過程について、審理しなければなりません。クレームを明確に限定したり、放棄している場合には、権利保護の範囲をクレーム文言から拡大するために均等論を適用することはできないのです。

最高人民法院の《特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定》第9条2号の規定によれば、実用新案特許権、意匠特許権の侵害紛争案件において、被告が答弁期間内に当該権利の無効宣告を請求する場合であっても、被告が提供した証拠により、その使用する技術がすでに公知となっていると証明するに足りる場合には、訴訟を中止しなくてもよいとされています。最高人民法院民事審判第三法廷の解釈によると、この第2号の規定により訴訟を中止しなくてもよい状況とは、被告の提出した証拠により、その使用した技術がすでに公知技術に属していると証明できる場合をいい、これが一般にいう公知技術の抗弁の原則です。具体的には、特許権侵害訴訟において、特許権者の実用新案特許権、意匠特許権が特許権の登録要件を具備しているかどうかにかかわらず、被告がその使用する技術が公知技術であることを証明することができれば、裁判所は公知技術の抗弁の原則に基づき、被告が権利を侵害していないという判決を下すことができるとされています。ただ、厳密に言えば、意匠特許権については、公知技術の抗弁ではなく、公知意匠の抗弁というべきでしょう。この司法解釈は発明の特許権については言及していませんが、司法の実務においては、発明の特許に関する権利侵害の請求についても、被告が、その使用する技術が公知技術であることを証明した場合、裁判

所は、権利侵害の請求が成立しないと直接に判断することもできます。

中国の司法実務では、すでに均等論、包袋禁反言の法理と公知技術の抗弁の原則が用いられています。しかし、法律および司法解釈において、包袋禁反言の法理、公知技術の抗弁の原則の明確な規定が必ずしもないため、包袋禁反言の法理と公知技術の抗弁の原則に対する人々の理解と認識は必ずしも統一されていません。日本やアジア各国の司法の経験を含め、各国の司法の経験に学びながら、中国の技術、経済発展の具体的な状況に合わせて、完備していく必要があります。同様に、均等論についても、各国の司法の経験と中国の具体的な状況に合わせて、少しずつ完備していく必要があります。最高人民法院が起草している《特許紛争案件の問題に関する若干規定》の中では、均等論、包袋禁反言の法理と公知技術の抗弁の原則について述べられています。また、中国の特許法第三次改正作業も研究と討論の過程にあり、その改正議題のなかでも、均等論、包袋禁反言の法理と公知技術の抗弁の原則について、議論がなされています。最高人民法院の新しい司法解釈と、また特に特許法第三次改正を通して、特許権侵害判断の方法と規則とがより明確化し、完備されるはずであると思います。

ご清聴ありがとうございました。

（原稿提出日：2006年2月17日）

（翻訳・今村哲也）